

平成21年度 第1回 奈良県青少年問題協議会 総会 議事録

1 開催日時

平成21年5月22日（金）午前10時00分～11時10分

2 開催場所

奈良県庁5階 第一会議室 奈良市登大路町30番地

3 出席者

委員：奥田委員（副会長）	奈良県副知事
千原委員（副会長）	奈良大学教授
井岡委員	奈良県議会厚生委員長
梅田委員	奈良県市長会代表（香芝市長）
関委員	奈良県町村会代表（明日香村長）
川上委員	（財）関西カウンセリングセンター常務理事
秋山委員	NHK奈良放送局長
出口委員	奈良県PTA協議会副会長
小西委員	奈良県青少年指導員連絡協議会会長
宮田委員	元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長
宮崎委員	（福）奈良いのちの電話協会
日良委員	畿央大学助教
小北委員	（社）奈良県青年会議所理事

幹事課：福祉部こども家庭局	こども家庭課
福祉部健康安全局	薬務課、健康増進課
くらし創造部	男女共同参画課、青少年・生涯学習課
商工労働部	雇用労政課
教育委員会	学校教育課、保健体育課、 教育研究所 家庭・幼児教育部
警察本部	生活安全部少年課

事務局：宮谷くらし創造部長

大山青少年・生涯学習課長補佐、速水青少年・生涯学習課長補佐

その他青少年・生涯学習課職員5名

4 議題

- (1) 副会長の選任について
- (2) 青少年問題協議会の会議の公開について
- (3) 平成21年度青少年育成施策主要事業について
- (4) 若者の自立意識に関する調査事業について
- (5) 優良映画の推奨について
- (6) その他

○配付資料

- 資料1 奈良県青少年問題協議会の公開に関する取扱い
- 資料2 平成21年度青少年育成施策実施計画
- 資料3 若者の自立意識に関する調査事業
- 資料4 優良映画の推奨について
- 資料5 奈良県青少年問題協議会幹事課（所）

5 議事内容

【事務局】

本日は、公私ともにご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。まず、会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元、本日の次第の、

- ・資料1 奈良県青少年問題協議会の公開に関する指針
- ・資料2 平成21年度青少年育成施策実施計画

これは事前に委員の方々にはお配りしているものでございます。

- ・資料3 若者の自立意識に関する調査事業
- ・資料4 優良映画の推奨について
- ・資料5 奈良県青少年問題協議会幹事課（所）

それでは、只今から、「奈良県青少年問題協議会」を開催させていただきます。はじめに、前回の協議会開催以降に、委員の交替がございました。僭越ではございますが、事務局より新任委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

最初に、県議会を代表して、奈良県議会厚生委員長の井岡委員でございます。健全育成部会に所属していただきます。

奈良県市長会を代表して、香芝市長の梅田委員でございます。指導育成部会に所属していただきます。

それから、学識経験の委員として、財団法人関西カウンセリングセンター常務理事の川上委員でございます。なお、川上委員には、新たに指導育成部会長として就任いただきます。

同じく、奈良県青少年指導員連絡協議会会長の小西委員でございます。指導育成部会に所属していただきます。

同じく、元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長の宮田委員でございます。指導育成部会に所属していただきます。

続きまして、社会福祉法人奈良いのちの電話協会の宮崎委員でございます。健全育成部会に所属していただきます。

同じく、畿央大学助教の目良（めら）委員でございます。健全育成部会に所属していただきます。

同じく、社団法人奈良青年会議所理事の小北委員でございます。指導育成部会に所属していただきます。

行政機関を代表して、奈良県副知事の奥田委員でございます。

また、千原委員には、引き続き健全育成部会長に就任いただきます。

只今紹介いたしました属すべき部会及び部会長選任については、奈良県青少年問題協議会条例第7条の規定により、会長である知事の指名でありますことを念のため申し添えます。

なお、平成21年4月1日付、県の組織改正に伴い、当協議会の事務局に変更がありましたので、ご報告申し上げます。資料5をご覧ください。

奈良県青少年問題協議会幹事課ということで今回、当事務局を所管しておりました福祉部こども家庭局青少年課がこの度の組織改正に伴いまして、くらし創造部青少年・生涯学習課と変わりましたのでご報告申し上げます。

それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。慣例によりまして、協議会の議長として、奥田副知事、進行のほどよろしく申し上げます。

【奥田副知事】

それでは、慣例によりまして、私が座長として進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

〇議題（1）副会長の選任について

まず議題の1、副会長の選任についてであります。

奈良県青少年問題協議会条例第3条第6項により、本協議会では委員の互選により副会長2人を置くこととなっております。中西副会長も退任されまして、新たにお選びいただく必要があるかと思えます。いかが取り図らせていただきましょうか。どなたか、ご意見ございませんでしょうか。

【小西委員】

新任の委員でご意見申し上げるのは申し訳なく思いますが、法令及び条例を拝見すると知事が本協議会の会長と定められております。公務等により知事がご欠席となることが多い関係上、その代理となる副知事が委員に就任されておりますことから、会長の代理として、奥田副知事が就任いただくべきと考えます。また、もう1人については、千原委員に

就任いただくべきと考えます。いかがでしょうか。

【奥田副知事】

ありがとうございます。ただいま、小西委員から、私および千原委員を副会長にとのご意見を頂戴いたしました。委員の皆さま、いかがでございましょうか。

異議なし の声

【奥田副会長】

特にご異議がないようでございますので、さようにいたしたいと思いますが、千原委員、いかがでしょうか。

【千原副会長】

了解いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

○議題（２）青少年問題協議会の会議の公開について

【奥田副会長】

次に、議題２の「青少年問題協議会の会議の公開について」ですが、事務局よりお願いします。」

【事務局】

それでは、青少年問題協議会の公開に関しましてお手元の資料１をご覧ください。

こちらは「奈良県青少年問題協議会の公開に関する取扱い（案）」でございしますが、これは当協議会及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めたものでございます。

この取扱いを定めることとなった背景ですが、県民に対して開かれた県政を推進するため、審議会等の会議を公開し、県政の透明性の一層の向上を図る事を目的として、「審議会等の会議の公開に関する指針」が平成２０年４月１日に施行され、それ以降に現存する審議会等については、公開又は非公開に関する事項を随時、検討していくこととなった、ためでございます。

今回の協議会が、当指針施行後、最初の協議会となるため、当協議会の公開又は非公開に関する事項について、ご検討いただきたいと思います。

取扱い（案）の内容ですが、主に、①協議会の公開又は非公開に関する規定、②公開する場合は傍聴とし、その手続等に関する規定、③会議録等の公開に関する規定、などを定めています。

ポイントとしましては、当協議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」の趣旨にのっとり、今後原則として公開する、としています。

ただし、（案）第２の規定に、

(1) 奈良県情報公開条例第7条各号に規定する情報、いわゆる不開示情報に関する事項、
(2) 公正かつ円滑な会議運営に支障が生ずる場合、
は会議を非公開にすることができる、と定めております。その決定は、当該基準に基づき、
この協議会に諮って決定することとしています。そこで、資料1「非公開事項の定め(案)」
に記載している事項を、当協議会における非公開事項としております。

非公開事項の概要ですが、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づく各種諮問
事項を対象としており、本来あるべき権利を制限する事項についての審議、例えば、図書
類、がん具類、刃物類を青少年に販売することを制限する有害指定の審議などが該当する
ものと考えています。

権利の制限に関する審議なので、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響
を受け、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が損なわれる場合があると考えられ
ます。よって、適正な意志決定手続を確保するという理由で、奈良県情報公開条例第7条
第5号の「審議、検討等に関する情報」に該当するとして、非公開事項として定めており
ます。

以上、「奈良県青少年問題協議会に関する取扱い(案)」と、それに付随する「非公開
定め(案)」及び傍聴手続きを定めた「傍聴要領(案)」につきましての、ご説明とさせ
ていただきます。以上でございます。

【奥田副会長】

資料1「奈良県青少年問題協議会の公開に関する取扱い」という決め事でございますが、
事務局(案)のとおり決定させてもらってよろしいでしょうか。

異議なし の声

○議題(3) 平成21年度青少年育成施策主要事業について

【奥田副会長】

それでは事務局(案)のとおりいたします。

つづきまして、議題(3)の「平成21年度青少年育成施策主要事業について」及び
議題(4)の「若者の自立意識に関する調査事業について」について、この2つの議事に
ついて幹事課及び事務局から説明してもらいますが、議題(3)の主要施策については、
新規事業を中心に説明していただきたいと思います。

【幹事課(こども家庭課)】

それでは、こども家庭課から説明いたします。資料2「奈良県青少年育成施策実施計画」
11ページをご覧ください。

「Ⅱ青少年を取り巻く環境整備」の中の「(2) 相談機関等の活動の充実」の欄でござ
います。新たに「『みんなで見守る』児童虐待の防止・支援事業」を実施いたします。

深刻化している児童虐待に対応するためには市町村をはじめ児童虐待に関係する機関等が共通認識を持ち、役割分担を行いまして有機的な連携を強化する必要があります。そのため児童虐待の総合的な見守り体制の確立を目指しまして、市町村関係機関等の意識改革・向上等を図るために事業を実施するものでございます。

具体的には①にありますようにスーパーアドバイザーチームを派遣にいたしまして迅速に虐待事例を検証いたしまして法的・医学的な専門的な指導助言を得まして意識改革等の向上を図るものでございます。また様々な関係機関、関係者に対しまして基礎知識の習得、専門別・分野別研修等を実施するものとしています。以上でございます。

【幹事課（学校教育課）】

続きまして学校教育課でございます。お手元の資料2の11ページ、「(1) 有害環境対策」の欄をご覧ください。

小中高の児童・生徒の暴力行為の発生件数でございますが、文部科学省が調査をしております、毎年11月頃に発表されます。本県では、平成19年度は、全国の発生件数1,000人当たり3.7に対しまして、7.9という状況にございまして、この課題に対応するために新規事業を2つ記載させていただいております。

まず1つめは、「規範意識の改善提言及び生徒指導指針策定事業」でございます。今、述べた課題を解決するために規範意識を高める法教育推進事業を2年前から実施しておりますが、小学校1年生、中学校1年生、高等学校1年生にリーフレットを配布してホームルームで指導いただいております。これを踏まえて、この2年間の事業の検証、それから特に小学校を中心に生徒指導における態勢づくりのためのガイドラインを策定する、という事業でございます。

「児童生徒の問題行動等対策事業」は緊急雇用対策事業を活用いたしまして小学校10校、中学校20校、高等学校5校に、問題行動等で困難を抱える学校に対して、学校サポーターを配置をし、登下校時の生徒指導担当教員の補助、あるいは校内巡視等の補助をしていただいて生徒指導の態勢づくりをするものでございます。以上でございます。

【幹事課（教育研究所 家庭・幼児教育部）】

続きまして教育研究所でございます。お手元の資料2の9ページ、「『おはよう・おやすみ・おてっだい』約束運動事業」についてご説明いたします。

小学校6年生と中学校3年生が行っております全国学力学習状況調査の結果から奈良県における子どもの基本的な生活習慣であったり、規範意識の低下などの課題があることが明らかになってきております。そのため、奈良県の子どもたちを自立した社会人に育てるためには、生活の基盤を形成する幼児期から基本的な生活習慣を身につけさせるということと、規範意識の芽生えを培っていくということが緊急の課題として浮き上がってきております。

それに対しまして「『おはよう・おやすみ・おてっだい』約束運動事業」を実施し、親子の関わり方を見直すことを通して、家庭の教育力を向上させ、子どもの生活習慣の改善

等を促していこうというものでございます。

具体的には、「こども3つの約束カレンダー」を県内全ての幼稚園、保育所の3歳以上の子どもに配布いたしまして、およそ3万3千人という数になるのですが、7月と8月の2ヶ月間、子どもと保護者が家庭において、おはよう・おやすみ、というあいさつができたか、家庭での初めてのルールである、家でのお手伝いという約束が守れたか、ということと共に経験して、カレンダーに色を塗っていくという取り組みでございます。

カレンダーを配布する前後にはアンケート調査を園と保護者の方に行いまして実態の把握なり効果検証などを行うとともに、実施した後はこどもの取り組みに対しての表彰であったり園・所の取り組みを啓発することも行いまして、それ以降の継続した取り組みを呼びかけていく、といった内容でございます。以上でございます。

○議題（4）若者の自立意識に関する調査事業について

【幹事課（青少年・生涯学習課）】

それでは、続きまして当協議会を所管しております、青少年・生涯学習課の金澤でございます。新規事業であります「若者の自立意識に関する調査事業」についてご説明いたしますが、その前に資料2の1ページの内容からご説明いたします。

青少年の育成施策といたしまして3つの柱立てをしております。1つめとして「青少年の主体的な活動の支援」でございます。具体的には（1）から（3）記載のとおりでございます。2つめとして「青少年を取り巻く環境整備」でございます。具体的には（1）、（2）に記載のとおりでございます。これら各地域での青少年育成活動には県青少年指導員連絡協議会会長の小西委員を先頭に、県下191名の青少年指導員の皆様が地域と連携して取り組んでいただいております。3つめとして「青少年の社会的自立の支援」でございます。

それでは同じ資料の12ページをお開きください。近年、青少年の社会的自立の遅れとともにニート等自立に困難を抱えた若者たちの増大が社会問題化しております。平成19年度の国の就業構造基本調査によりますと、県内で若年無業者、ニートの類似概念でございますが、約8,000人おられる、とされております。青少年の社会的自立支援事業につきましては、平成17年度に「ニート問題連絡会議」を立ち上げまして、庁内関係機関の連携の強化、施策の調査研究、啓発活動等に取り組んで参りました。平成18年度からは、民間NPO団体等に自立支援プログラムを委託実施していただく「青少年自立特別支援事業」を実施して参りました。その間、本日もご出席いただいております、千原委員、川上委員、目良委員には勉強会、基調講演での講師等や、自立特別支援事業の審査委員として、また小北委員にはニート関連イベントの実行委員長として、それぞれご協力、ご活躍いただいております。

しかしながら、若年無業者数にはあまり変化はなく、より困難さを増した引きこもりやニートの高齢化が進行している、といわれております。

引きこもり等の自立に関わる問題にいかに対応していくかについては確立された方法はな

いと言われております。若者の自立意識に関する調査事業では、奈良県における青少年の自立意識に関する調査を行い、自立支援策や引きこもりにならないための予防策を検討し、行政機関、民間機関の役割を明確化し、今後の施策展開に反映させていきたいと考えています。

事業概要につきましては資料3をご覧ください。まず一般個人対象の調査としまして、15歳～34歳までの若年者約2,000人に対して、職業観、自己分析、社会的不適応の経験、家族関係、学校観、地域コミュニティについて調査を行い、不登校や引きこもり経験者とその親和的な層、非親和的な層に分類し、引きこもりを起こしやすい原因と発生段階を考察いたします。

引きこもり経験者等の個人調査といたしまして、相談・医療機関等を利用している若者を対象とした同様の調査も実施する予定でございます。この他に、相談、支援機関、自立支援のNPO等民間団体へのアンケート調査も実施いたします。事業実施に当たりましては、教育学、心理学、医学、福祉、教育関係等の分野からの有識者による調査検討委員会を設置し、調査の分析には、関西大学臨床心理専門職大学院石田研究室に委託をいたします。事業スケジュールは資料3記載のとおりで、予防策、支援策として必要とされるサービスの特定化、現行のサービス内容と水準の明確化を行い、次年度以降の施策に反映して参りたいと考えています。以上でございます。

【奥田副会長】

ただいまの主要施策につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

【小北委員】

奈良県といたしまして、「このような青少年に育ていけば良い」という考えのもとで、どのような施策を具体的にされているのかをお聞きしたいと思います。明るく、社会に対処できる青少年を育てようとしているかどうかで全体的に議論の内容も変わってくると思いますが、奈良県としてどのように考えておられるのでしょうか。

【幹事課（青少年・生涯学習課）】

小北委員のご質問、非常に難しいのですが、基本的には青少年・生涯学習課が担当しております分野においては、感性豊かな、かつ自立した社会人を育てていきたい、と考えております。

昨今、核家族化であるとか少子化であるとか言われておりますが、人間関係の希薄化の中で、過保護であるとか過干渉であるとか、逆に全く関与しないという状態が出てきております。その辺りが幼児期から小中にかけての非常に大事な成長課程の中で、あまり好ましくない影響を与えているだろうと考えられています。その結果が、壁にあたっただけで萎えてしまったりとか、逆に「こうあらねばならない」という固定観念をもち、自己肯定が少ない。そういった方が引きこもりになってしまいやすい。ですので私どもとしては、もっとたくましく生きていける青少年を育成したいと考えております。以上でございます。

【奥田副会長】

教育委員会から何か意見はございますか。

【幹事課（学校教育課）】

教育委員会では、自立した社会人を育てていくことが目標でございます。特に小中高それぞれの過程におきまして、基本的な学力、豊かな人間性、体力、を身につけ、知徳体、バランスの取れた児童・生徒を育てていきたいと考えております。

【奥田副会長】

小北委員、よろしいでしょうか。

【小北委員】

はい、ありがとうございます。

【目良委員】

用意していた質問が4点ほどあるのですが、今の小北委員の質問でいただいたお答えと、先程からのご説明をお聞きして感じたことを先に述べさせていただきます。

昔から子どもたちの育成をサポートしていくといったことでは、理想的なパンフレット等もありますが、子育ての重要な役割として家族が位置づけられるということで、理想的な子ども像を描くが故に、ご家族が理想の子育てに対してプレッシャーの中、大変しんどい思いをし、またそれによって子どもへの圧力をかけていく、そのことによって子どもも「こうあらねばならない」という思いが強くなっていく、という状況があると思います。子どもを育てるということと共に、家族への支援ということをもう少し施策のどこかにでてくれば良いのかなあ、と感じました。

家族だけに責任を負わせるのではなくて、パンフレットにも書かれているように、社会全体で育てていくことがすごく大事なと思います。青少年の様々な問題行動を「非行」という、外に動いていく方向の取り組みについては、今まですごく施策が積み上げられていると思います。

今、これとは逆に、内に動いていく、ある意味元気のない青少年が増えつつあるように思います。非行の青少年は少なくとも誰かと接することができます。補導員であったり、警察の方であったり、いろんな方と出会うことによって、再生していく、自分に変化をもたらす機会に恵まれます。

でも、引きこもりの青少年はその機会に全く恵まれず、そのことを家族だけで抱えているというしんどさもあり、家族は社会生活をしていても家族自体が引きこもっているという状態があるので、その辺りを踏まえて、今の子どもたちがどうしてそのような反応をするようになったのか、家族だけでなく私たち社会の一員として何ができるのか、ということを考えていく政策が必要ではないかと感じました。

用意していた質問ですけれども、4点あります。私自身、現在の大学にお世話になる前は、和歌山県の田辺市で保健師をしていました。26年間働いてきたのですが、最後の7年間、引きこもりの相談窓口を市が開設しました。国が相談窓口のガイドラインを出す半年前から開設したものです。県も理解を示し、独自の事業費として「引きこもり者等社会参加促進事業」という補助金がつくようになりました。そして県下の保健所で引きこもりの相談を受けるようになりました。ガイドラインには、相談窓口を精神保健福祉センター、保健所、市町村で行う、とされており、努力義務的なものだと思いますが、メンタルヘルスの位置づけとしてガイドラインに提示されています。

こう言うと、和歌山県は引きこもり、不登校、ニートの数が多いのか、というとそうではなく、奈良県の方が多くに思います。その状態を支援なく続けていくと、この少子高齢化社会が続いていく中で、奈良県を活力のある街にしていこう、という若者たちが育ってこない環境になってしまいます。それに対して私たちができることはないものだろうかと思えます。今回ご縁があつて委員になりましたので、私も微力ですけれどもなにか地域貢献ができればと考えております。

去年さっそく、青少年課が主体となったフォーラムに呼んでいただき、そこで初めて小北委員とお会いしました。それからのご縁なのですが、私がすごく感動したことは、引きこもりの対策を、和歌山県は保健福祉部がやっていますが、奈良県は青少年課が取り組もうとしている、ということです。

引きこもりの定義は、病気や障害も含めた、引きこもっている状態像を言うわけですが。しかしその状態像では、どこがこの問題を所管していくのかがわかりにくい。病気や障害ならば当然、保健福祉部局です。ただ、やはり青少年問題として、今その予備軍はたくさんいるから、青少年部局がすべきではないとも言われますが、いったん音頭をとった部局がスタートしだすとなかなか横のつながりが持てずに、行政の悪い体質だとは思うのですけれど、縦割り行政の中で、連携というものが図れないでいました。それを奈良県では青少年課が理想的にされており、小北委員のようにボランティア的な活動をされている青少年自身の活力を目の当たりにしました。

そこでぜひ小北委員にご自身の活動をご紹介いただくとともに、青少年課を中心とした県行政の取り組みとして、目の前のことではなく、10年先、50年先、どのような街にしていけるか、青少年がどのような姿であればいいのか、青少年課の取り組みをもう少し教えてもらいたいと思います。

人が変われば組織も変わるということが往々にしてあると思います。街づくりとして住民が主体的に参加できる県行政を示していただければ私たちも関わっていきやすい。そういう意味で、青少年の指導員をやられている小西委員の活動もこの場でご紹介いただきたいと思えます。また日々活動をしながら行政にどのようなことを求めているのか、ということも教えていただきたいと思えます。

私は今、国の不登校、引きこもりガイドラインの改訂版の研究班に所属しています。引きこもりという概念はニートのなかに含まれるのですが、不登校と縁が切れない関係にあります。そこで奈良県の不登校率、不登校支援がどのように行われているか、どのよう

にフォローしているのか、そして他機関とどのような連携をとられているのか、また、精神保健福祉士、保健師がどのように関わっているのか、ということをお教えいただきたいと思っております。

【奥田副会長】

目良委員のご意見についてですが、私が以前、商工労働部長であった時に、ちょうどニート問題がありまして、できるだけニートの若者に対して社会参加をさせていくという議論、取り組みをしておりました。部局は青少年課をはじめとして、福祉部、商工労働部局が中心となって、引きこもりの状態にある子どもたちが社会に一步踏み出せるように、ちょっと背中を押してあげる、そういった活動をしている機関へのアプローチなども含めた議論を行うグループを作り、ニート対策として総合的に実施してきたところでございます。

先程、目良委員がおっしゃった縦割りではなく、ニート問題については横断的な取り組みをしております。実際に民間で、室生の若者自立塾であるとか吉野のNOLAであるとか、自立支援活動をされておられる団体と奈良県が、情報交換をする場、ネットワーク組織をつくりまして総合的に方向性を検討するといったものでございます。また中小企業会館でニート問題に関する相談窓口も設置しております。

学校での取り組みについては教育委員会でいろんな施策をしているところですが、地域との関わりの中で、文部科学省が進めている「学校支援事業」がございまして、奈良県でも予算措置されていますが、そういったことを踏まえまして、県が取り組んでいる状況を先にご説明し、その後、小北委員、小西委員の活動についてご紹介いただきたいと思います。

【幹事課（青少年・生涯学習課）】

先程若干ご説明しましたが、資料2の12ページ、「青少年自立特別支援事業」ですが、自立支援プログラムを民間の団体に委託実施をしていただく事業でございまして、それぞれの団体がそれぞれの特徴をもって、例えば、引きこもり、ニートといった状態の人を社会へつなげるお手伝いをする事業をしております。先程お話しにあった吉野のNOLAというNPO団体は合宿型で実施されていますし、通所型で実施されている団体もございまして。また、引きこもりの方々の中には、比較的パソコンを利用されている方が多くいらっしゃいますので、それを通じた社会参加の方策を探るといった事業も実施していただいております。

ですので私ども行政が画一的な施策を展開するのではなく、それぞれの民間団体の特徴を活かした事業展開をお手伝いをさせていただき、という方向が良いのではないかと考えております。

それらを議論していただく場といたしまして、「ニート問題連絡会議」というのがございまして、最初は庁内の関係機関のみの集まりでありましたが、現在ではその中に、医療系、育成団体系、国の労働行政部局、市町村の適応教室等を運営されている機関、民間団体といたしまして、先程、奥田副会長が述べられました、厚生労働省の委託事業で実施されているニート等の若者を支援する「なら若者サポートステーション」という機関などを

網羅しています。また学識経験者の委員にも参加していただき、情報共有や施策の検討などを考えていただいております。

今回、私どもで実施する調査事業の内容や、方向性なり、結論なりを議論いただいたうえで、総合的な支援機関が必要なのかどうか、民間機関と行政の役割はどうあるべきか、等を議論いただいて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【幹事課（学校教育課）】

高等学校の不登校の児童・生徒数ですが、平成19年度の奈良県の数値は、1,000人あたりに11.9でございます。全国平均は、15.6となっております。若干、奈良県の方が少なくなっております。高等学校の児童・生徒数は国公立あわせまして、約2万5千人程度いますが、総数300人程度になるかと思っております。

小中の不登校事例に対しては、それぞれの設置者の方で、適応教室等で対応していただいております。

県立学校につきましては、3部制の大和中央高等学校が開校2年目を迎えておりますが、行きたいときに自由に行けるという学校になっておりまして、そこに行った児童・生徒は改善に向かっているという報告も受けている。

個別の学校の取り組みですが、やはり教育相談等の充実を図りながら個別に対応し、教育研究所の教育相談等を活用いただいている状況でございます。

【奥田副会長】

その中で、メンタルヘルス、カウンセリング活動などはありますか。

【幹事課（学校教育課）】

高等学校では養護教諭が果たす役割が非常に大きく、メンタルヘルスを含めた子どもたちの相談にあたっていただいているという状況でございます。

【幹事課（健康増進課）】

資料2の30ページをご覧ください。メンタルヘルスやカウンセリングですが、「精神・保険に関する相談」の欄にのっているものが県の保健所でございます。それ以外に奈良市にも1箇所、保健所がございます。記載されておきませんが、精神保健福祉センターも1箇所ございます。

また11ページの、「(2) 相談機関等の活動の充実」の中に「たばこ対策推進事業」のみを掲載していただいておりますが、「①青少年および保護者・学校関係者に対する相談窓口の充実」として、トータル的なカウンセリングを実施しており、各保健所には保健師等、また精神保健福祉センターには心理士がいますので相談窓口を充実させております。

【奥田副会長】

住民参加型でこの問題をどのように進めていくかですが、先程述べました「学校支援事

業」ですが、地域の方々と学校・教育現場が連携して、子どもの教育に影響させていくかということは非常に難しい問題であります。児童見守り隊とか完全に職務・仕事を分けてやっていただいていることは重要です。ただ、こういう教育にはこう、と画一的なものはなく、なかなかやり方が難しい面が多い。教育委員会の方でいろいろ研究していただいています。

それでは、小北委員、小西委員から実地体験に基づいた活動をご紹介します。と思います。

【小北委員】

私の活動ですが、奈良青年会議所に所属しており、2002年度から青少年課とお付き合いさせていただき、はじめはボランティアスタッフとして参加していたのですが、すごく居心地が良く、私自身にすごく合っていたのかな、と考えました。また、サポーターズクラブという、好きなときに自分のできる範囲のことをやっていこう、というところから始めました。その後、青少年指導員になりました。

その中で一番すごいと思ったことは、主催の県の方々の指示もとでボランティアスタッフとして動く、というのが本来のパターンだと思っていたのですが、青少年課の方が実行委員会を立ち上げて、若い者でとにかく議論をして、行き過ぎのところは行政がストップをかけるが、それ以外に関してはできるだけ意見を率直に聞いていただいて、それを持ち帰っていただくという連携のとれた、我々、青少年に対しても青少年としてではなく、一人の社会人としての意見を吸い上げていただいて実行にうつす、という形でやってきました。

その中で音楽事業というものがあまして、周りからみていると路上で歌っている若い人たちを集めてパフォーマンスをするという、うるさいイベントだなあ、と思われがちなんですけど、中では出演者同士やスタッフ間でのコミュニケーションがあり、そこで大きな輪ができたりもします。スタッフとして参加する中で、なかなか居場所がなかったけれど、ここなら居心地がいい、ということで来ていただいている人、吉野の方からわざわざ会議に来てくれる人など、いろんな人がいてすごくやる気を引き出してくれる。我々、普通の青少年と平行になって目線を合わせて事業を進めていってもらえる。そういったことによって主体性が生まれてきました。

ニート支援事業の実行委員会をさせていただいたときですが、本日お越しの川上先生や目良先生に講師として来ていただいたときも、打合せから参加させていただきましたが、それまでの私たちのニート概念といえば、メディア等で言われていた、いわゆるオタクといわれている人たちなのかな、というイメージしかなかった。そういった固定観念が始めにありきで、そういう人たちをニートとして支援をするのか僕たちは、というふうに思いながら事業に参加したのですが、実際は私たちがイメージしていたニートの現状とは全く正反対で、そこから思ったことは、自分たちと同じ若者が苦しんでいるのだから同じ若者の目線で何かできる対策はないかということで一致団結して3年間させていただきました。

そこから思い至ったことが、私たちは専門職ではない、しかし専門職ではないからできる支援の仕方があるということを知りました。そこに県の行政の方がバックアップしてくださることで、もうちょっとで社会復帰できる、要するに相談相手を求めている、それも特別な相談員ではなく、同世代の人としゃべれる相手を求めている、ということを知りました。その人たちと話ることができるという形で私たちは支援ができる。医療支援がいる方には専門職の方に相談に行っていて、それ以外で、少し相談相手、友達作りを求めている方に対しては私たちは充分支援していくことができることが実感できました。

私のような一般市民の青少年が先頭に立ってこのような事業をさせていただける、それプラス県の方々がバックアップしてくださるということは、良い意味で違った目線ができあがってきます。自分たちが住んできた奈良という地を本当に良くしたい、と私たちも思ってきましたので、メンバーの中ですが、奈良県を青少年の街にしていこうよ、という話をしていますので、先程質問させていただいたように、どのような青少年が望まれているのかな、ということが知りたかった、というのが私の考えです。

【小西委員】

青少年指導員連絡協議会におきましては、奈良県青少年指導員設置要綱に則りまして、目的は、青少年の育成活動、青少年の健全育成を図る活動、ということ念頭に置きまして、県全体におきましては、家族・友達とウォーキングするという「ファミリーウォーク」事業を過去2回実施しており、今年度3回目も予定しております。

また昨年度、内閣府から協力もありまして、青少年育成の現状と課題と地域の青少年と向き合うために、という観点で研修会を開催いたしました。

また、奈良県青少年健全育成推進協議会、奈良県青少年補導センター連絡協議会、社会を明るくする運動等の関係団体の事業にも参画させていただいて、青少年を守っていく、健全に育成していく、といった活動をしております。

とはいえ奈良県も広いので、私どもは第1ブロックから第5ブロックまで分けており、それぞれ地域に合った研修会、子どもの指導といった活動を実施しています。例えば、野球大会、子ども会事業、スポーツ少年団事業、学校支援事業、などで地域に参画し、子どもの実態を把握するといった形でやっております。

また今年度は、青少年・生涯学習課から若者の自立意識に関する調査というお話をいただきまして、調査をやっていくことになりました。以上です。

【目良委員】

ニート支援と引きこもり支援を全く一緒に、ということは難しいと思います。概念の中には含まれますが、引っ張るや押し出すでは引きこもりの支援はできません。小北委員の意見にもありましたように、居場所を求めているし、一緒に目線になって話ししてくれる仲間を求めています。そこで自分のやれることとか自分の存在を認めてくれる人と出会えて始めて主体的な活動に行動が変化していくのだと思います。

そういった意味で、小北委員たちの支援に対して、これまでも青少年課の方々がサポートされてきたということ昨年目のあたりにしまして、ぜひこれがずっと継続して支援を続けていかれますことと、先程、学校関係と、保健福祉部局からお話しがありましたが、引きこもりやニートを予防していく、特に引きこもりを予防的視点で見っていきますと、不登校での関わりがすごく大事になってきます。

先程のお話しは、高等学校の関係でしたが、養護の先生が不登校のカウンセリングを担当されているということになると、今後、高等学校規模になりますと人数も多いし、無理があると思います。私も昨年まで、ある高等学校の協議員をしておりました。高校の実態としては、昼休みの保健室の状態は本当に大変な状態になっています。どこの高校もそういう状態になっています。

その中で和歌山県は各校に1人スクールカウンセラーを派遣しております。そういった仕組みを奈良県でも考えていただいて、卒業できずに途中で辞めてしまった子たちが、どこの相談機関に繋がればいいのかを考えていただきたいと思います。というのも、ブランクが長ければ長いほど支援する者もすごいエネルギーを取られるからです。

私の経験から、学校を辞めて20歳までに支援をうけた子は社会復帰していきます。自分の居場所を見つけた子は社会復帰していきます。なので各市町村単位で、ほっとできるような居場所を学校の中にひとつ、とは申しません。市町村に1箇所だけでもいいから設けることができたら良いのになあ、と思います。

またメンタルヘルスの件で先程からニート支援等の関係機関、民間も含めてたくさんご紹介いただきましたが、私自身、全国のいろんな機関とつながりをもっていて、当然、奈良県の支援機関にもおじゃまして支援の難しさを聞いております。私自身、大学にうつってから昨年、調査をいたしました。近畿圏内の機関、官民間問わずです。その中で、支援の必要性は8割9割方感じているけれども、実態として支援ができているのは半数以下です。回答してくださった方は、保健師さんが多かったです。

みんな支援につまずいているのは、財源の問題と背景の見立てについて。どうしたらいいかわからない。平成17、18年の内閣府の調査に携わったのですが、その時にもその見立てが充分にできないまま、支援機関に助成などが行われています。

たまに民間機関での事件、愛知県や京都府でもありました。そういう中には子どもたちの状況をキチンと見立てる、というところの役割が上手くできていない、ということがあると思います。その辺りを公的機関と民間とでどのようにスクラムを組んでやっていくのかということも考えていくためには専門職の関わりですが、小北委員は専門職でない関わりがあるよ、とおっしゃって、本当に大切なことだと思います。また専門職でなければできないこともありますので、その辺りをご検討いただけたらと思います。

○議題（5）優良映画の推奨について

【奥田副会長】

教育委員会なり青少年・生涯学習課なり、今やっている施策を含めて委員の皆様から今

後コメント等をいただく機会があればと思います。

それでは時間の関係上、議題を次に進めさせていただきたいと思います。

議題（５）の『優良映画の推奨について』ですが、健全育成部会長の千原委員よろしくお願ひします。

【千原委員】

それでは、議題（５）『優良映画の推奨について』に関する報告をいたします。

平成21年度は、「劔岳 点の記（つるぎだけ てんのき）」を優良映画として推奨しました。この映画は、新田次郎（にったじろう）氏原作の同名小説を映画化したものです。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

【事務局】

優良映画の推奨について、ご説明申し上げます。

優良映画の推奨につきましては、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」により、青少年を健全に育成するうえに有益であると認められるものを、あらかじめ協議会に諮ったうえで推奨できる旨が規定されています。

平成21年度は、平成21年5月15日に「劔岳 点の記（つるぎだけ てんのき）」を優良映画に推奨いたしました。詳細につきましては、資料4をご覧ください。

この映画は、明治40年、日本地図を作るためだけに信念と勇気をもって困難な山岳測量に取り組んだ男たちの仲間の「きずな」、「不屈の闘志」、「献身の心」、「使命に生きる姿」を通して、

- ・ 効率や名誉のみを追求したり、結果を急いだりすることの愚かさ、や
- ・ 誇りと勇気・信念を持って真摯に生きることの素晴らしさ、

を描き、「日本人がなくしてはならないもの」を問いかけた作品となっており、青少年の健全な育成に有益な映画として推奨されました。

なお、来月6月20日から全国ロードショーで、奈良県内での上映は、「奈良シネマデプト友楽」、「MOVIX 橿原」、「TOHOシネマズ 橿原」、「ワーナーマイカル西大和」といった映画館で予定されております。

また、青少年向け優良映画として県内の学校、教育委員会等の関係機関にも周知したところでございます。

なお、この映画の推奨にあたっては、「奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく映画、書籍等の推奨に関する内規」に基づく、文部科学省特別選定映画であったため、書類審査のみで推奨できるものとなっており、健全育成部会長の専決により推奨いたしました。

優良映画の推奨についての報告は以上です。

【奥田副会長】

ただいまの優良映画の推奨につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○議題（6）その他

【奥田副知事】

ご意見等ないようですので、最後のその他の案件にうつります。事務局の方から何かありますか。

【事務局】

特にございません。

【奥田副会長】

それでは委員の皆さま方、これまでの議論の中で、何かご意見等ございますでしょうか。なおこの後、指導育成部会がこの場所で開催されます。部会委員の方々はよろしくお願ひします。

【宮田委員】

今年から委員となりました宮田でございます。昨年、高等学校の教員を退職いたしました。委員名簿で元奈良県高等学校生徒指導研究協議会として記載していただいておりますが、県内国公立の高等学校の生徒指導部長の研究会を取りまとめしておりました。

今、不登校、ニートの問題でお話しをされていましたが、資料2の10ページ、学校教育課で実施している「児童生徒健全育成推進事業」ですけれども、県内の高校生に社会参加活動をしてもらうという施策を10年以上実施していただいております。これは高校生が社会に触れて社会の人々から声をかけていただく「ありがとう」、「ご苦労さん」など声をかけていただくものでございます。そういうことによって公共心、正義感を養っていく、それで自尊感情、地域社会で生きるという実感を体験させるということでもあります。

地域の清掃活動、幼稚園・保育所の訪問、老人ホームや福祉施設の訪問を行っております。当時、各校に10万円の補助をいただきまして、清掃活動の際のゴミ袋や軍手、老人ホームに持って行くクッキーの材料代、など非常に重宝して活用しておりました。

最近では1年間に1,000件以上の報告が教育委員会にあがってきていると思います。各学校で4月当初、高校生の社会参加活動ということで計画をたて、地域社会にでていき、地域の人々とふれ合おう、という活動が10年以上実施していることをご報告させていただきます。

【奥田副会長】

他にないようでしたら本日のご審議は、これをもって終わらせていただきたいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。なお、この後、指導育成部会を、5分程度ご休憩ののち、11時15分より、引き続きこの場所で開催させていただきます。